

平成26年4月1日より

防火基準適合表示制度が実施されています！

制度の概要と目的



建物の防火安全情報
表示制度



この制度は、ホテル・旅館等からの申請に対して消防機関が審査を行い、消防法令等の防火基準に適合している建物に「表示マーク」を交付する制度です。

任意の制度になりますので、表示マークが掲出されていなくても法令違反になることはありませんが、掲出されている建物は、一定の防火基準に適合しており、その情報を利用者に提供することを目的としております。

対象となる建物

対象となる建物は、**3階建て以上で、収容人員が30名以上のホテル、旅館等**（複合用途の建物内にホテル・旅館等がある場合を含む。）です。

表示マークの種類

表示マークには金・銀の2種類があります。

基準に適合した場合、最初は「表示マーク（銀）」（有効期限1年間）が交付され、3年間継続して基準に適合していると認められた場合には「表示マーク（金）」（有効期間3年間）が交付されます。



申請に必要な書類

□表示マーク交付(更新)申請書（２部）

□添付書類（１部、最新の報告書の写し）

- ・消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書
- ・防火対象物(防災管理)定期点検報告書
- ・防火対象物(防災管理)点検報告特例認定通知書
- ・製造所等定期点検記録表（申請日から過去１年以内に実施した報告書）
- ・建築基準法に定める定期調査報告書
- ・その他消防署長が必要と認める書類
 - 点検報告の不備事項の改修状況
 - 自衛消防訓練の記録や自主点検記録
 - 更新前に交付を受けた表示基準適合通知書

表示マークの返還

「表示マーク」を掲出している防火対象物が次のいずれかの事由に該当する場合、「表示マーク」を消防機関に返還しなければなりません。

- （１）「表示マーク」の有効期間が満了し、更新申請を行わない場合
- （２）「表示マーク」の有効期間中であっても、次のいずれかに該当する場合
 - ① 表示基準に適合しないことが明らかとなった場合
 - ② 当該対象物において火災が発生し、表示基準への適合性の調査の結果、不適合であることが確認された場合
 - ③ ホームページ等への「表示マーク」の使用に際して、配布された「表示マーク」の電子データを無断で転用した場合

令和7年4月24日現在の表示マーク交付対象物

対象物名	所在地	有効期間	マーク種別
	該当する対象物はありません。		